

「緑の募金」表彰規程について

◆公益財団法人かごしまみどりの基金理事長感謝状

一定額以上の御寄附をいただいた場合は、次の贈呈基準に基づき、寄附金の額に応じて（公財）かごしまみどりの基金理事長からの感謝状を贈呈させていただきます。

【贈呈基準】

- (1) 同一年度年度内（毎年7月1日から6月30日）の寄附金が個人は5万円以上、団体は10万円以上のもの
- (2) 2～3年間連続して寄附があった場合は、1～3年目の寄附金の合計額が個人は5万円以上、団体は10万円以上のもの

◆公益社団法人国土緑化推進機構理事長感謝状、林野庁長官感謝状、農林水産大臣感謝状

別表の基準額を超える御寄附をいただいた場合は、公益社団法人国土緑化推進機構へ推薦させていただきます。

別表「緑の募金」表彰要領

区 分	個 人	団 体
農林水産大臣感謝状	500万円以上	1000万円以上
林野庁長官感謝状	100万円以上 500万円未満	200万円以上 1000万円未満
公益社団法人国土緑化 推進機構理事長感謝状	30万円以上 100万円未満	50万円以上 200万円未満

- 注① 職場募金又は職場の個人と団体等が協同して寄附をした場合（個人が5割以上の場合に限る）には個人の基準を適用するものとします。
- ② 同一の個人又は団体から2～3年間連続して寄附があった場合には、2～3年目の寄附の額はその合計額をもって贈呈の対象とします。
- ③ 農林水産大臣感謝状については、当該寄附により紺綬褒章を受章したものの（申請中のものを含む。）は除きます。